

年金制度説明会資料

～国民年金保険料免除制度編～

目次

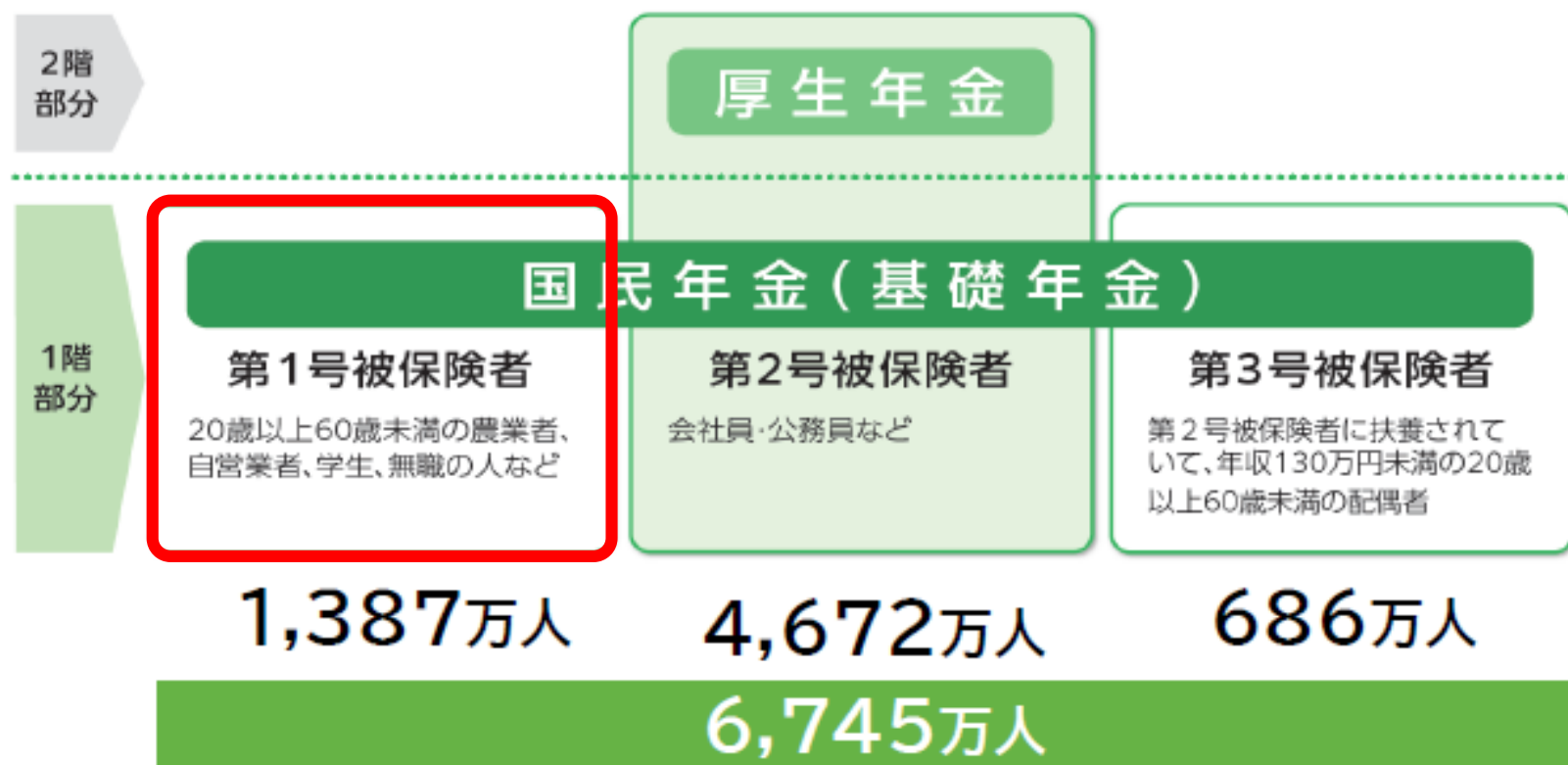
1. 公的年金制度の概要
2. 免除制度の概要
3. 申請免除
4. 納付猶予
5. 学生納付特例
6. 産前・産後免除
7. 法定免除
8. まとめ

1. 公的年金制度の概要

公的年金制度は2階建て構造

公的年金は、1階部分の国民年金（基礎年金）と、2階部分の厚生年金があります。

第1号から第3号まで日本の公的年金加入者は、約6,745万人が加入しています。



<参考> 令和7年5月版「知っておきたい年金のはなし」

国民年金制度の概要

第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の方で、

第2号被保険者※¹又は第3号被保険者※²に該当しない方。

→ 農業従事者、自営業者、学生など

国内に住所を有する外国人の方も被保険者となります。

※1 会社や工場等にお勤めの方で、厚生年金保険等に加入している方。

※2 第2号被保険者に扶養されている日本に住む20歳以上60歳未満の配偶者

◆令和7年度の国民年金の定額保険料は、17,510円です。

2. 免除制度の概要

保険料免除制度

産前産後
免除

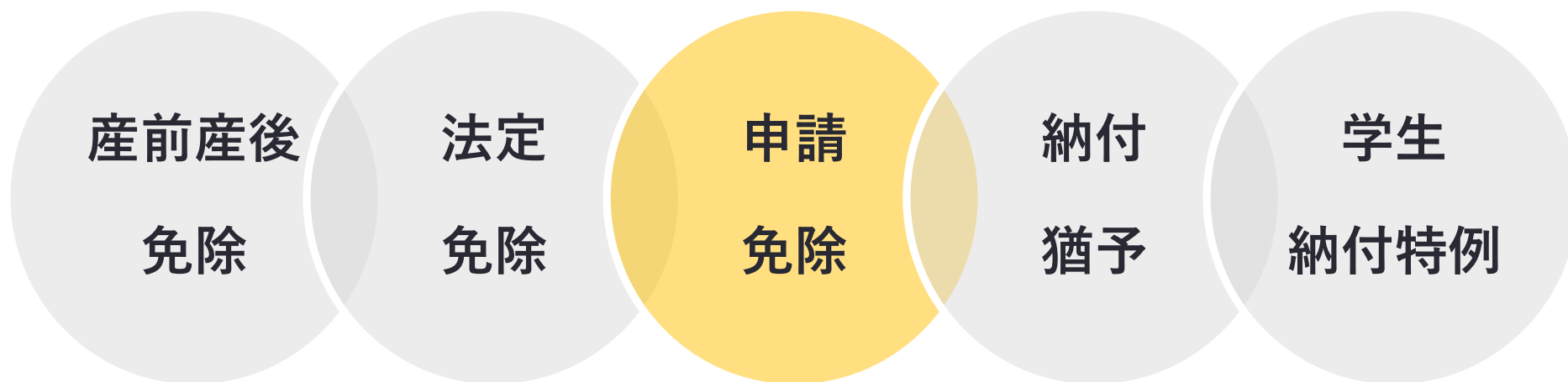
法定
免除

申請
免除

納付
猶予

学生納付
特例

3. 申請免除



申請免除

申請免除の種類	施行年月日	適用期間
全額免除	昭和36年 4 月 1 日	昭和36年 4 月以後の期間
3 / 4 免除	平成18年 7 月 1 日	平成18年 7 月以後の期間
半額免除	平成14年 4 月 1 日	平成14年 4 月以後の期間
1 / 4 免除	平成18年 7 月 1 日	平成18年 7 月以後の期間

全額免除

- ◆前年所得が、次の計算式で計算して得た一定額以下であるとき

$$\text{前年所得} \leq 35\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 32\text{万円}$$

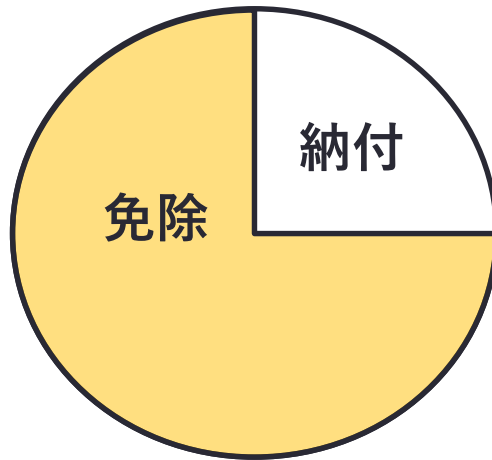
- ◆本人又はその世帯の人が、生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき
- ◆地方税法に定める障がい者、寡婦又はひとり親で、前年の所得が135万円以下のとき
- ◆天災その他の理由により、保険料を納めることが著しく困難なとき ⇒次ページ参照

災害・失業等による免除・猶予の申請

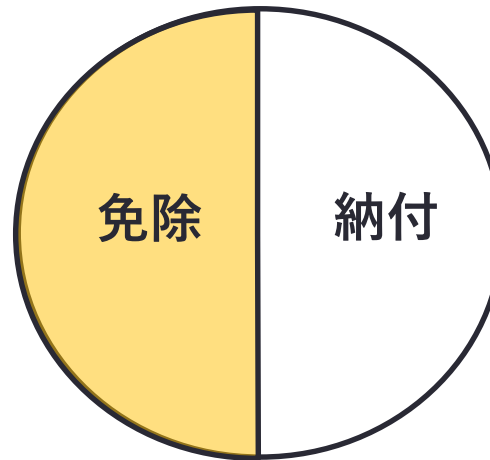
- ◆**震災等の災害により**、住宅等の財産被害額がその価格の概ね **1 / 2 以上の損害**を受けたとき
- ◆ **失業により保険料を納めることが困難と認められるとき**
 - ・「雇用保険被保険者離職票」等の交付を受けたとき
 - ・厚生労働省が行う制度の貸付金の交付を受けたとき
- ◆**配偶者暴力（DV）により**、配偶者（DV加害者）と住居が異なる者で、**保険料納付が困難なとき**

一部免除（一部納付）

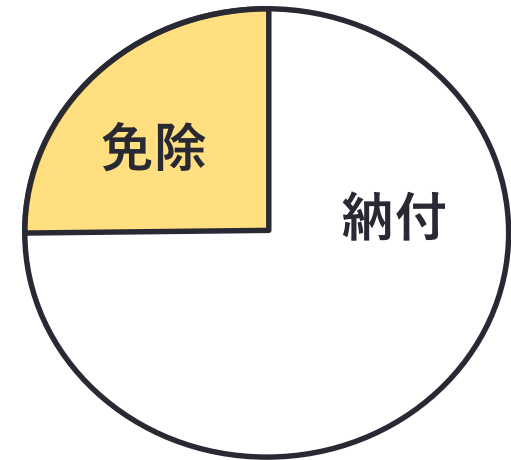
3 / 4 免除



半額免除



1 / 4 免除



※ 一部納付額を納めていない場合は、**未納扱い**となります。

免除を受けるための「所得」の目安

【単位：万円】

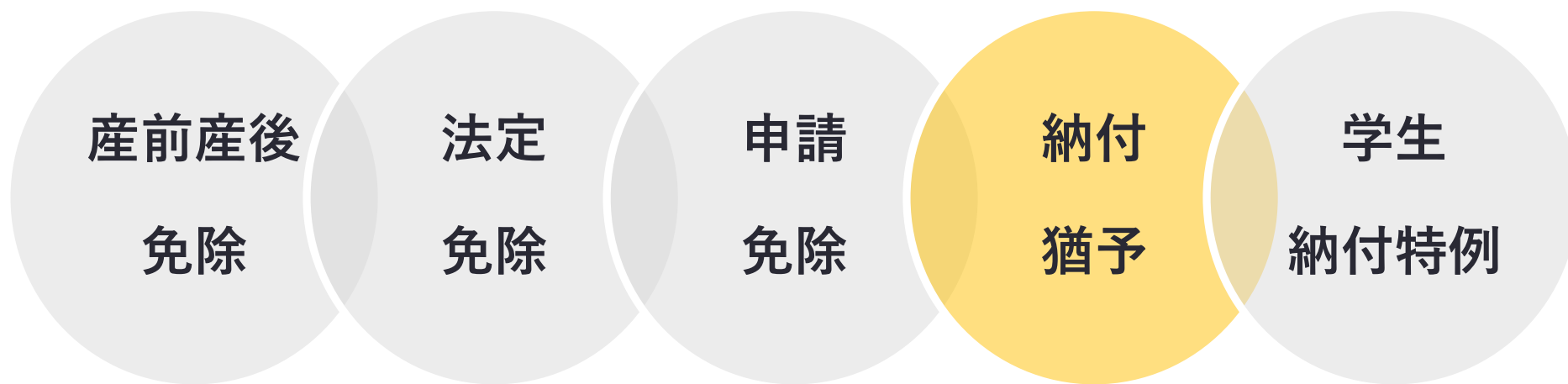
世帯構成 免除等の種類	全額免除 納付猶予	一部免除		
		3 / 4免除	半額免除	1 / 4 免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	172 (257)	202 (300)	242 (357)	282 (407)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	102 (157)	126 (191)	166 (248)	206 (305)
単身世帯	67 (122)	88 (143)	128 (194)	168 (251)

() 内は収入額

※表は標準的なモデルをもとに計算しています。

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

4. 納付猶予



納付猶予

◆50歳未満の方で**本人・配偶者**の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

※平成28年7月～令和12年6月までの時限措置

◆保険料の納付を猶予された期間

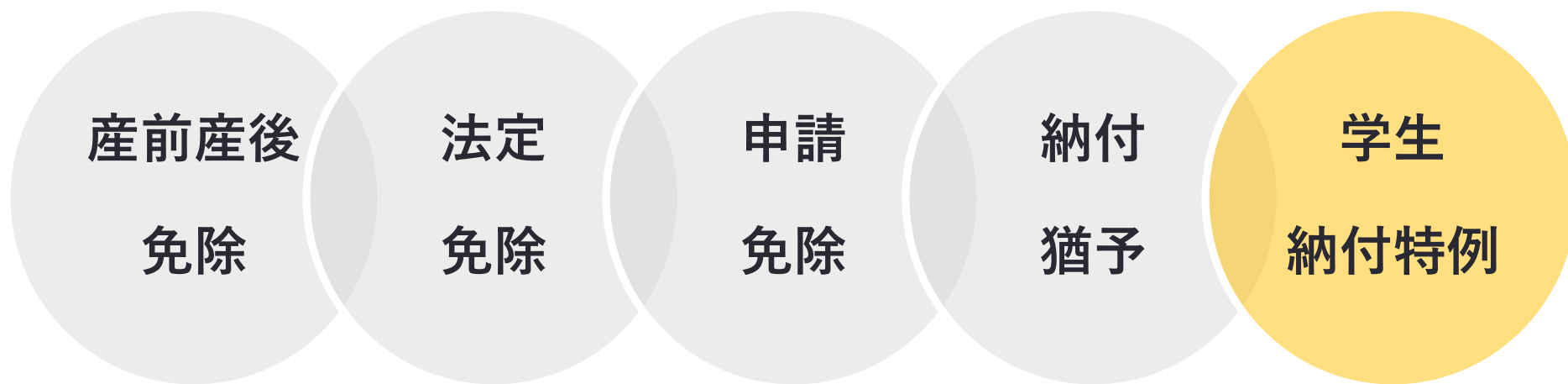
老齢基礎年金の受給資格期間

⇒ 保険料全額免除期間に算入されます。

老齢基礎年金の年金額

⇒ 保険料免除期間に算入されません。

5. 学生納付特例



学生納付特例

◆学生（該当には要件あり）の方で**本人**の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

◆保険料の納付を猶予された期間

老齢基礎年金の受給資格期間

⇒ **保険料全額免除期間に算入されます。**

老齢基礎年金の年金額

⇒ **保険料免除期間に算入されません。**

申請免除等期間の取扱い

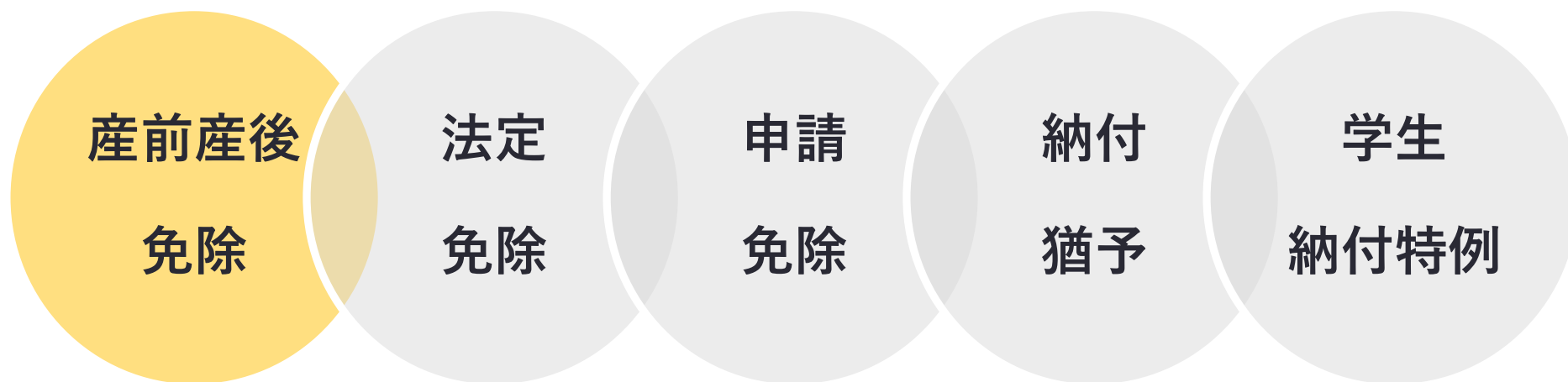
過去2年遡って免除申出することが可能

過去2年（2年1か月前）まで遡って申請が可能

（※例外として、納付対象月の翌月末が非営業日であった場合、納期限は翌々月の第1営業日であるため、2年2か月前まで遡って申請できる場合があります。）

手続きは、住所地の**市区町村**又は**年金事務所**に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」又は「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出します。

6. 産前産後保険料免除



産前産後保険料免除

第1号被保険者が、出産を行った際に、本人の届出により、その**出産前後の一定期間の保険料が免除**される制度です。

該当期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

産前産後保険料免除

手続き

出産予定日の6か月前から市区町村に届出を行うことができます。
ただし、届出ができるのは、平成31年4月以降です。

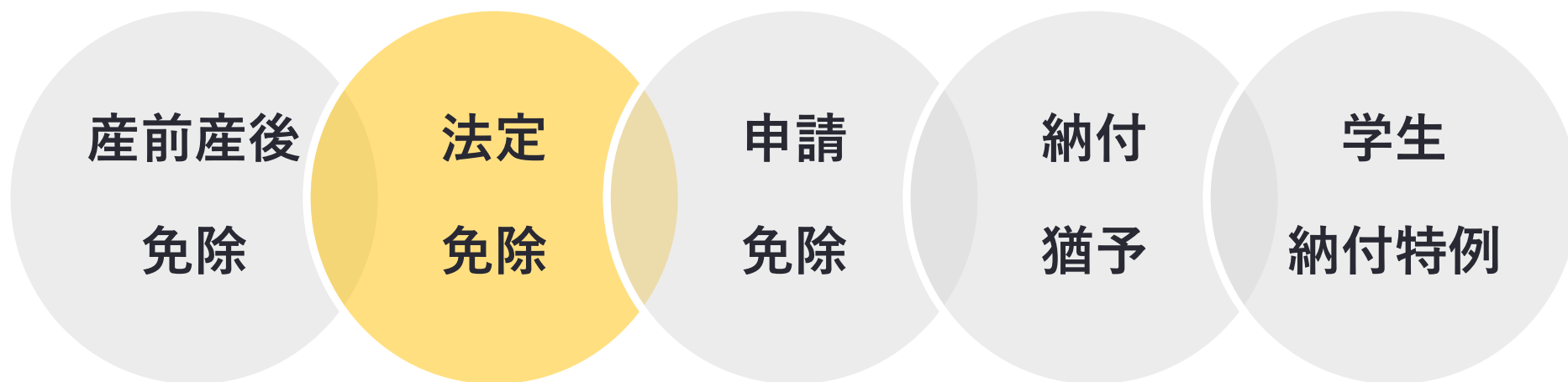
給付との関係

当該期間は、年金を受けるための期間として計算されるうえ、保険料を納付した
ものとして老齢基礎年金額に反映されます。

付加保険料

産前産後保険料免除は、所得の有無にかかわらず保険料の負担を免除するものであることから、当該期間についても付加保険料を納付することができます。

7. 法定免除



法定免除

第1号被保険者が、次のいずれかの承認基準に該当するとき、
本人の届出により納付義務が免除されます。

- ◆障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき
- ◆生活保護法の「生活扶助」を受けているとき
- ◆厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所など）に入所しているとき

法定免除

手続き

国民年金保険料免除理由該当届

国民年金保険料免除理由消滅届

老齢基礎年金の受給資格期間

「保険料全額免除期間」に算入される。

老齢基礎年金額の計算

平成21年 3 月以前の期間…… 1 か月 3 分の 1 として計算

平成21年 4 月以後の期間…… 1 か月 2 分の 1 として計算

該当期間

基準に該当した日の属する月の前月から該当しなくなった日の属する月まで

8. まとめ・追納

免除・猶予期間の取扱い

	老齢基礎年金 受給期間に算入されるか？	老齢基礎年金 年金額に反映されるか？	障害基礎年金 遺族基礎年金
納付	○	○	○
産前産後免除	○	○	○
法定免除 全額免除	○	△ ※2	○
一部免除 (一部納付)	△ ※1	△ ※1	△ ※1
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部免除（一部納付）の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

※2 平成21年4月分以降、国庫負担は2分の1です。（平成21年3月分までは、3分の1）

追納

- ◆保険料の免除・猶予を受けた期間について、本人の申し込みにより納付することができます。
- ◆追納ができるのは、承認の日の属する月前10年以内の期間です。
- ◆手続きは年金事務所です。
- ◆免除・猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の定額保険料に追納加算額がプラスされます。

追納の注意点

- ◆一部免除承認期間については、**納付すべき一部保険料の納付が行われている場合のみ**追納対象となります。
- ◆原則、学生納付特例と猶予がある場合は、先に経過した学生納付特例と猶予の月分**（古い月分）**から**順番に納付**していくことになります。
- ◆老齢基礎年金を受給している方は申込できません。
電話のみで申込を行うことはできません。



追納申込書の提出が必要です。

国民年金の加入手続・免除申請等の電子申請

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請、付加保険料納付（申出・辞退 該当・非該当届）、産前産後免除該当届について、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。

申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。

電子申請の対象となる手続

- ・ 国民年金被保険者関係届書（申出書）
※資格取得届・種別変更、付加保険料納付（申出・辞退 該当・非該当届）、産前産後免除該当届の手続に限られます。
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請書

【参考】公的年金の普及・啓発動画

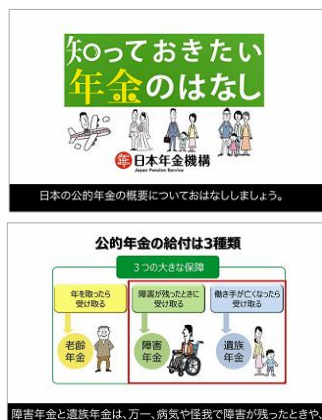
公的年金制度の普及・啓発を図るため、厚生労働省や日本年金機構では様々な動画を作成しています。その一部をご紹介します。

知っておきたい年金のはなし

知っておきたい年金のはなし（冊子）の内容をわかりやすく解説した動画です。



（冊子）



国民年金ってホントに必要なの！講座

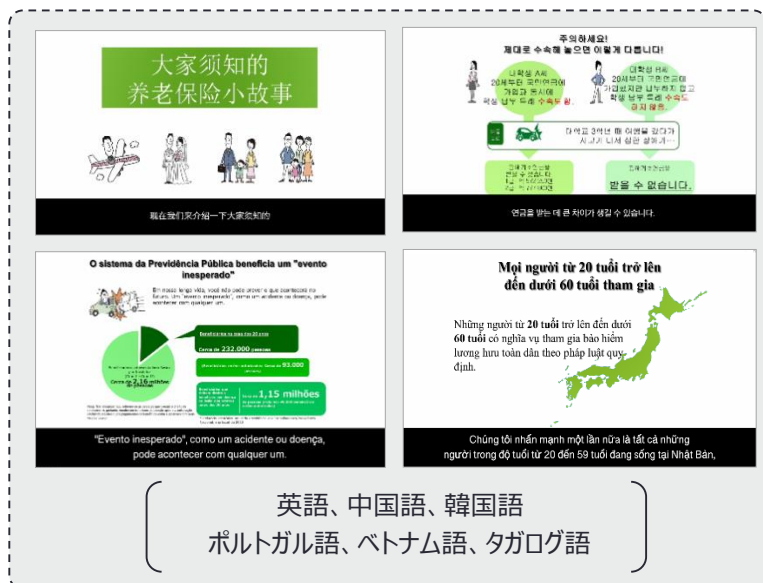
公的年金制度を「桃太郎」に例えながら、国民年金の仕組みや役割、大切さをわかりやすく解説するアニメーション動画です。

学生の方から大人の方まで、幅広い世代の方にご覧いただける内容です。



【外国語版 6 言語（それぞれ15分前後）】

【約24分】



QuizKnockによる年金クイズ動画

厚生労働省とQuizKnockで年金について学べる動画を作成しました。年金の種類、物価の変動に関する問題等、年金についてクイズ方式で楽しく学ぶことができます。



【第1弾（約15分）】



【第2弾（約18分）】



【第3弾（約24分）】



【第4弾（約24分）】

ここでご紹介した動画は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。
「年金について学ぼう」

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



【参考】「わたしと年金」エッセイ

「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」とし、皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集※しています。

※毎年度6月1日～9月上旬の間募集しています。

これまでの受賞作品や朗読動画を機構HPに掲載しています。
それぞれ以下の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/essay.html>



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

以下の二次元コードまたはURLからご覧ください。

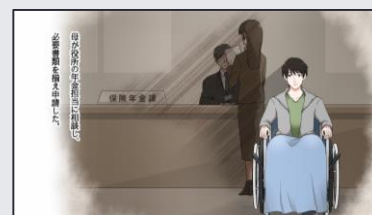
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>



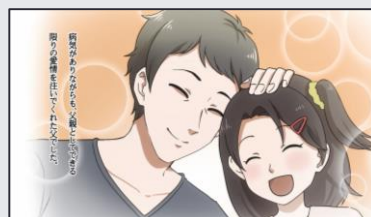
「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ



【令和2年度 厚生労働大臣賞】



【令和4年度 厚生労働大臣賞】



【参考】公的年金はみんなの強い味方・日本年金機構公式SNSのご案内

公的年金はみんなの強い味方

公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について説明した全3話のアニメーション動画です。主人公ショウ君と家族の会話を通じて、公的年金制度を気軽に知ることができますので、ぜひご覧ください。

【第1話 老後の暮らしに安心を】



【（約5分）】

【第2話 若い皆さんのもしもの時に安心を】



【（約5分）】

【第3話 初めての国民年金】



【（約6分）】

以下の二次元コードまたはURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koutekinenkin.html>

「公的年金はみんなの強い味方」特設案内ページ



日本年金機構公式SNSのご案内

日本年金機構では、X（旧Twitter）及びFacebookを活用して、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。ぜひフォローしてご活用ください！



日本年金機構公式X（旧Twitter）
（@Nenkin_Kikou）

年金制度全般に
関する発信



https://x.com/Nenkin_kikou



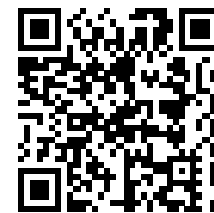
日本年金機構公式Facebookページ

年金制度全般に
関する発信



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>

英語・やさしい
日本語での発信



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

【参考】公的年金シミュレーターについて

厚生労働省では、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツール「公的年金シミュレーター」を提供しています。ねんきんネットを利用できない20歳未満の方でも利用することができますので、ぜひご利用ください。

簡単にスムーズな操作性

ID・パスワードの取得不要

「ねんきん定期便」の二次元コードを読み込むことで、過去の加入記録の入力が不要で手軽に試算できる



グラフを表示しながら試算できる

デザイン性が高く操作性の良い試算画面

スライダーを動かすことで、年金額の変化が一目で確認できる



公的年金シミュレーターについては、こちらの二次元コードからアクセスください。⇒

働き方・暮らし方に応じたシミュレーション

これからの働き方・暮らし方の変化

- ・就職、転職したとき
- ・配偶者の被扶養者となったとき
- ・退職した後、年金を受給しながら働くとき

にあわせて様々なシミュレーションができる

働き方・暮らし方の入力

働き方・暮らし方①

働き方・暮らし方②

自営業・フリーランス (国民年金第1号) | 会社員・公務員 (厚生年金)

パート・アルバイト (国民年金第1号) | パート・アルバイト (厚生年金)

配偶者の扶養 (国民年金第3号) | 学生・働いていない (国民年金第1号)

期間 46 歳 ~ 59 歳まで

年収 537 万円

その他

個人情報記録されず、画面を閉じると、データは消去されるため、安心して利用できる

税・社会保険料額の試算機能を搭載済

税・社会保険料額試算の画面イメージ

年金受給開始時点の 税・社会保険料額の試算 (令和4年度の東京都新宿区の参考例)	
所得税	1 万円/年
介護保険料	8 万円/年
国民健康保険料 (概)	9 万円/年
住民税	2 万円/年
合計	20 万円/年
※税・社会保険料額の試算結果は、年金収入のみに基づいて算出した「概算」であり、実際とは異なります。 税・社会保険料率等は市区町村で異なるため、加入先の市区町村へお問い合わせください。	

試算ページ



(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

